

五監公告第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年11月8日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

企画政策課

3. 監査の期間

令和元年8月30日～令和元年9月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
ふれあいバス回数券等の取扱いについて、運行事業者における販売、保管状況を例月報告により確認を行っているが、金券であり今後は棚卸を行うなどの確認も実施し、適切な販売、管理に努めていただきたい。	ふれあいバスならびに乗合タクシー「さくら号」の回数券等について、運行事業者ほか取扱各所において、10月末時点での棚卸検査を11月7日までに実施し、いずれも適正に管理されていることを確認いたしました。 今後は、定期的に棚卸を実施して、回数券等の適正管理に努めてまいります。